

## 西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことについて、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

平成29年1月17日

西宮市文化財審議会

委員長 櫃本誠一

### 記

- 1 名称 平成28年度第2回西宮市文化財審議会（第22期第3回）
- 2 日時 平成29年1月17日（火） 午後1時30分から午後3時まで
- 3 場所 西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席6名／定数6名）

委員長 櫃本誠一

副委員長 林 進

委員 山中浩之

委員 森 隆男

委員 黒田龍二

委員 浅見佳世

### 事務局

教育次長 山本晶子

社会教育部長 西村英雄

社会教育部 文化財課長 合田茂伸

社会教育部 文化財課 係長 俵谷和子

社会教育部 文化財課 学芸員 森下真企

社会教育部 文化財課 学芸員 山田 暁

社会教育部 文化財課 学芸員 笠井今日子

社会教育部 文化財課 学芸員 西川卓志

- 5 会議の傍聴者

なし

- 6 会議録

（別紙のとおり）

- 7 公開及び非公開の別

西宮市情報公開条例第6条（5）に基づき、会議録中の下線部は非公開とする。

(別紙)

会議録

教育次長

(挨拶)

委員長

(開会挨拶)

事務局

(出席者確認)

委員長

報告事項のア、西宮市指定重要有形文化財（建造物）「今津燈台」について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、西宮市指定重要有形文化財（建造物）「今津燈台」について報告した。)

委員長

以上の報告に関する質疑はないか。

委員

今津燈台移設の条件に、報告書の作成を追加すべきである。

事務局

承知した。

委員長

他にないか。続いて、報告事項のイ、西宮市指定重要有形文化財（古文書）「西宮神社御社用日記」について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、西宮市指定重要有形文化財（古文書）「西宮神社御社用日記」について報告した。)

委員長

以上の報告に関する質疑はないか。

委員

今後の課題として保存環境の改善をあげているが、所有者は保管の方法等に対して、どのような考えを持っているのか。

事務局

古文書がスチール棚に、直に接している状況を改善すべきであるということは、所有者に伝えているが、具体的な処置に関する協議はまだ行っていない。

委員長

「西宮神社御社用日記」は、今後も西宮神社において保管していくのか。

事務局

そのつもりである。

委員

「西宮神社御社用日記」のみを保管する部屋があるのか。それとも、神社の宝物など他の資料と同じ空間で保管されているのか。

事務局

「西宮神社御社用日記」は、社務所の2階にある書庫で保管されている。書庫には図書も収納されているが、「西宮神社御社用日記」は区別され、施錠できるスペースに納められている。

委員

定期的な燻蒸は行っているか。1年に1度は燻蒸等を実施するべきである。

事務局

以前、西宮市指定重要有形文化財の指定に係る「西宮神社御社用日記」の調査を行った際に、所有者から聞いたところによると、燻蒸等は実施していないということである。なお、文化財の管理方法に関しては、桐箱に収納するなどして環境改善を行う意志がみられた。

委員

燻蒸を実施するのであれば、他の資料と保管する空間を分離しなければならない。

委員長

指定文化財に指定するということは、その文化財を永劫に伝えていくという意味である。したがって、指定文化財の保管方法は、それに耐えうるものでなければならない。文化財所有者がその環境を整えることができない場合は、博物館等の施設に預けることも考えなければならないのではないかと。

事務局

委員長が指摘する通りであるが、この点に関しては、西宮市指定重要有形文化財に指定する際、西宮神社宮司にも説明している。前述の通り、桐箱に入れるなど保管方法を検討しているということだが、具体的な方法にまではまだ話が及んでいない。例えば、西宮市立郷土資料館に保管場所を移すという案もあるが、所有者は西宮神社で保管することを選択すると考えられる。所有者の希望に副う形で、適切な保管方法を共に考えていきたいと思う。

燻蒸についても、先方は承知している。しかし、経費が伴うため、実行に移す段階には至っていないのが現状である。今後も、審議会の意見を参考に、折に触れ指導していきたい。

委員長

燻蒸の経費を予算化することは非常に難しいと聞いている。西宮市立郷土資料館の状況はどうか。

事務局

西宮市立郷土資料館では、毎年燻蒸を実施している。ただし、現在はエキボンが使用できないため、二酸化炭素ガスにピレスロイド系の殺虫剤を混ぜたものと、防カビ剤を噴霧する、簡易燻蒸を行っている。西宮市立郷土資料館で簡易燻蒸を実施する際に、「西宮神社御社用日記」を借用し、同時に燻蒸処理を行うというのも、一つの方法かと考える。

委員長

西宮神社の便宜を図りながら、保管方法の改善を実現していただきたい。

委員

「西宮神社御社用日記」はマイクロフィルムで記録されているのか。

事務局

マイクロフィルム化はしていない。デジタル化し、PDFで保存されているようだ。

委員

PDFになっているのであれば、マイクロ化もされているのではないか。

事務局

デジタルデータにはなっているが、マイクロフィルムは作成していないとのことである。

委員

PDFとマイクロフィルムでは、どちらの媒体で保存した方がよいか。

委員

マイクロフィルムの方が、将来的に良いと考える。PDFやCD-ROMは、いつまで使えるかどうか分からない。

委員

その代わりに、どこでも利用可能であるという利点がある。

委員

まずマイクロフィルム化して、デジタル化するのが最良であると考えます。

事務局

委員の指摘通り、一番望ましいのはその形である。西宮市立郷土資料館で保管している西宮市指定文化財に関しては、毎年一定量ずつマイクロフィルム化し、そのデータをデジタルでも保存するという作業を実施している。ただし、「西宮神社御社用日記」に関しては、西宮神社に経費を負担してもらう必要があるため、強制はできない。記録の方法の一つとして、推薦していきたいと思う。

委員長

すぐに実現できないことでも、言い続けることは重要である。

副委員長

翻刻作業はPDFファイルを利用して行っているのか。

事務局

資料翻刻の作業は、関西学院大学の学生と指導教官を中心に、デジタルデータを利用して行っている。現物確認は必要な箇所のみ、一括して行っているようだ。

委員

問題は保管場所である。生活空間に接していないか、耐火建築であるかという点をうかがいたい。加えて、他の資料と交わらないような保管方法になっているか、ということも重要である。

事務局

「西宮神社御社用日記」の保管場所は社務所の中にあるため、建物としては耐火構造である。しかし、作業のための出入りや火の元も存在するため、委員の指摘する問題に該当する面もある。

委員

一般的に、RC造の建物の中で火の手が上がると、すぐにスプリンクラーが作動するため、文化財を損傷してしまう可能性が高い。

事務局

委員の指摘はもっともであるが、二酸化炭素消火設備の設置等まで指導することは困難である。防犯・耐火設備が整った場所に移して保管するのが理想だが、この点に関しては折を見て所有者に提案していきたい。

委員長

当該文化財は古文書であるため、湿度対策を考えていかなければならないだろう。他の資料と同じ空間で保管されている点は、非常に気になる点である。適切な保存環境にあることを、文化財指定の条件とする必要はないか。

事務局

例えば、市指定文化財の岡本家文書は、西宮市立郷土資料館の収蔵庫で保管しているが、他の指定文化財についても同じ条件で指定しているというわけではない。文化財の保管については、実情とのバランスをとりながら、個別に最善の方法を考えていく必要があるだろう。

委員

燻蒸やマイクロ化は経費がかかるため、長期的に考えていくべき課題である。しかし、現状において、燃えない、散逸しない、安全な場所に保管すべきであると考えている。

事務局

承知した。

事務局

「西宮神社御社用日記」が国の重要文化財に指定される可能性はあるのか。

委員

まとまった資料が現存しているという点で非常に価値があると思うが、難しいのではないか。

事務局

国指定については範疇外であるため明言できないが、委員がおっしゃるように難しいのではないかと思う。理由としては、残存する資料の年代が、17世紀末までしかさかのぼれないという点がある。また、「西宮神社御社用日記」以外の西宮神社所蔵文書が存在するというのも理由にあげられる。これらの資料について研究が進展し、一括性が高いと評価されれば、「西宮神社文書」という形で、より上位の指定になる可能性がでてくるかもしれない。しかし、現状では困難だろう。

委員長

分かった。

続いて、その他のアの（ア）、高塚1号墳の発掘調査について説明されたい。

事務局

（配布資料に基づき、高塚1号墳の発掘調査について報告した。）

委員長

以上の説明に関する質疑に移る。高塚1号墳の発掘調査は、宅地造成に伴うものか。

事務局

そうだ。開発事業者はヤマイチエステート株式会社である。

委員長

西宮市から宝塚市にかけての山麓部は小規模古墳が群集している地域であるが、従来宅地造成のために多くの遺跡が破壊されてきた。この度の宅地造成は、その過程の中でも大規模なものである。

古墳が非常に少なくなっているという西宮市の現状から、遺跡の保存が望ましいが、現地を視察したところ、遺跡の西側は崖になっており、崩落の危険性が非常に高い状態であることが分かった。以上の状況から、遺跡の保存には膨大な費用がかかると考えられる。また、過去の開発により遺跡の一部が破壊されていることもあり、遺跡保存の実現は困難である。したがって、高塚1号墳は記録保存とし、開発を進めることは止むを得ないといえる。

委員

事務局から、説明があったが、古墳の実測図面を添付していただきたい。発掘調査中のため図面が完成していないのは了解しているが、次回委員会において図面を用意してほしい。

い。

事務局

次回の審議会までに資料を整え、再度報告する。

委員長

必要資料を整え、次回の審議会でも再度報告されたい。

委員長

次も開発に伴う発掘調査に関する報告である。その他のアの（イ）、高畑町遺跡の発掘調査について説明されたい。

事務局

（配布資料に基づき、高畑町遺跡の発掘調査について報告した。）

委員長

高畑町遺跡は調査中か。

事務局

そうだ。

委員長

本事項は、現在調査中の遺跡に関する速報であるということでもいいだろう。しかし、今後も審議会において埋蔵文化財の調査状況を一件ずつ報告し、意見を仰いでいくのであれば、資料の調整等との兼ね合いで、報告時期を選ぶ必要があるかと思う。

特に高畑町遺跡は、出土している木製品が指定物件に値すると思われるため、遺跡の取扱いについても考慮しなければならない。高畑町遺跡発掘調査の事業者は、阪急電鉄か。

事務局

そうだ。

委員長

遺跡を残すのであれば、開発計画に対し一定の行政的指導を行わなければならないということになる。また、出土品について、市指定さらに県指定の候補物件として扱っていくならば、審議会の委員が事前に視察する必要があるだろう。

事務局

出土木製品については、調査が着手されたばかりであることから、今後もこれに類する遺物が出土する可能性が高い。調査担当者と現地で協議した結果、加工痕がある物は全て取り上げ、しかるべき保存処理をするべきと考え、その処理ができる形で取り上げを行っている。

なお、高畑町遺跡出土木製品は、以前審議会でも取り上げ、既に西宮市の重要有形文化財に指定されているため、今回の発掘調査で出土した木製品も、追加指定という形で市指定の文化財に推すことを考えている。また、委員長の指摘どおり、その資格は十分に

あると思われる。

次に、遺跡の現地保存について、砂礫層の基盤の上に一定の集落が存在しているというのが高畑町遺跡の概要であるが、今回の調査地区においては顕著な遺構が検出されていない。当初は耕作地の西端に位置する水田面の調査であると考えていたが、調査が進むにつれ、水田ではなく沼地もしくは池状の静水堆積が続いている地形であることが分かってきた。したがって、現状では人工的な地形の改変があるような、大きな遺構になる可能性は低いと考える。また、一部に火を焚いた痕跡や、まとまって出土した8本の竪杵、稲を干す稲架（はさ）と推定できるもの、そして、鳥形木製品や木製の鎌など実用ではない製品も出土している。したがって、一つの目的ではなく、様々な目的に使われた場所で、そこに木製品が集積しているのではないかと推測している。そのため、例えばこの場所を史跡として保存するとなると、明確な遺構が検出されていないことから、条件を整えるのは難しいと考える。

西宮ガーデンズの建設に伴う発掘調査の際には、奈良時代の井戸跡や西宮初となる木簡が出土したが、現地保存は叶わなかった。全体で約3,600平方メートルある調査地区を保存するとなると、土地を買収するしか方法はないと考えられる。このことも含めて話を進めていく必要がある。

ただ、現段階で明確な遺構が検出していないことから、事務局に史跡として現地保存する方針はない。

委員

二点質問がある。今回の調査で出土した鳥形木製品は、池上遺跡で出土した遺物と同様のものか。また、編み台が出土したと報告されたが、木製品を編み台と判断した根拠はなにか。

事務局

鳥形木製品は、池上遺跡で出土したものに比べると、大きさ等が異なる。高畑町遺跡で出土した鳥形木製品は、15センチ程度の大きさで、焼いた跡がある。鳥を模した形をしており、眼の部分が加工されている。

編み台と判断した理由は、刻み目があるためである。

委員

刻み目があるならば、編み台で間違いはないだろう。非常に興味深い遺物である。

委員

記者発表はしているのか。

事務局

平成28年12月12日に、西宮市の記者クラブに対しプレスを行った。その後、新聞各社とNHKより報道があった。

委員



高畑町遺跡で出土した木製品は非常に貴重である。また、いずれ開発に伴う発掘調査で貴重な遺跡が発見される可能性があるが、その保存のためには、今の内から話題にしておく必要がある。

委員長

事業者に出土品の所有権を放棄する意思はみられるのか。

事務局

調査前に放棄の手続きを行っている。

なお、すでに西宮市指定重要有形文化財に指定されている「高畑町遺跡出土木製品」の保存処理に関して、国に対し補助金の申請も行ったが、民間開発に対する補助は行わないという方針があるため、叶わなかった。そのため、経費を西宮市が全額負担し、4年ほどかけて保存処理を行った。経費は2千万円程度であったと記憶する。

委員長

高畑町遺跡周辺における開発が、「知らない」という理由で進められていくのはいかなものか。

事務局

事業者には、発掘調査の実施という点で協力を得ている。西宮ガーデンズの建設に伴う発掘調査においては、調査団の組織や調査費用の負担をしていただいた。したがって、一定程度の協力をいただいているというスタンスの元で、さらなる協力をどれ程引き出すことができるかという交渉を、事業者と進めていくべきである。

委員長

県教委とは協議しているか。

事務局

今回の調査区については、1月初めに県教委の担当者による検認を終えている。今後とも時機をうかがいながら、現地の検認を依頼する予定である。

委員長

市・県の文化財課と事業者で協議しながら、遺跡の取扱いを決定することは可能か。

事務局

兵庫県に意見を上げるためには、市の具申が必要であることから、その内容が重要であると考える。

委員長

埋蔵文化財の課題は、調査後の遺跡保存である。今回も遺跡の破壊は止むを得ないということになるだろう。ただし、高畑町遺跡は交通アクセスのよい西宮北口駅に近い遺跡である。遺跡を壊すのであれば、出土品を見てもらえるような展示施設を作ることはいできないか。市教委には事業者との交渉をお願いしたい。

事務局

遺物の重要性に鑑み、事業者と交渉を行ってみる。

委員

遺跡の保存を常に主張し続けることが重要である。貴重な遺跡については、早めに情報を提供し、世論を形成するべきである。

委員長

開発予定地は他にないか。

事務局

西宮北口駅周辺は今後開発が進む可能性がある。なお、現在調査している区画の西側にあたる自動車学校と、南側の阪急バスの営業所については、近い将来移転すると考えられ、調査の対象になる可能性がある。

委員長

西宮北口駅周辺の土地開発にあたっては、遺跡が出土する可能性が非常に高いといえる。いつまでも記録保存を採用するのではなく、いずれ発見されるだろう集落遺跡のために、現地保存について考えておくべきではないか。

委員

西宮北口駅周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されているのか。

事務局

そうだ。「高畑町遺跡」という非常に大きな遺跡の範囲に含まれる。高畑町遺跡は、古墳時代前期から鎌倉時代まで断続的に続く集落遺跡である。

委員

周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、発掘調査を実施しているのか。

事務局

そうだ。西宮ガーデンズの開発計画時は遺跡に該当する土地ではなかったが、阪急西宮スタジアムの解体に伴い試掘と工事立会いを行った結果、遺跡を発見したため、発掘調査を実施した。

委員

発掘調査が進めば、博物館等の施設が必要になってくるだろう。

事務局

高槻市の事例だが、新池遺跡はマンション建設予定地を削り、国指定の遺跡として保存された遺跡である。したがって、非常に重要な遺跡が発見された場合には、史跡指定や公有地化等を行い、保存整備を進める必要がある。その折には、事業者と交渉を行っていくつもりである。

副委員長

沼地に木製品が集積するということには、どのような意味があるのか。

事務局

木製品の出土状況から、適当に廃棄しているのではなく、一定の塊で廃棄していることが推定される。現段階で礫層の高まりに活動の痕跡は認められないが、近くで何かしらの行為をした後、その道具を片付けたか、廃棄した状況ではないかと推測している。

副委員長

近くに関連する遺跡があるということか。

委員長

それは確実だろう。

委員

祭祀場からは何も出土しないものである。道具などは周辺に廃棄されるのであって、祭祀場そのものは常にきれいな状態が保たれている。したがって、周辺資料を積み重ねていくことが重要であり、逐次報告していただくのが良いのではないか。

委員長

高塚1号墳の現地保存は、遺跡の残存状況等から困難であるが、高畑町遺跡は一部でも保存すべきではないか。出土木製品は指定のレベルが上がっていくと思われる。

事務局

今回の発掘調査で出土した木製品は、一定のまとまりがあることから、礫層の高まりにおいて何らかの行為があった後に一括廃棄する、ということが繰り返された結果であると推定される。委員の指摘通り、儀式の場所が清浄に保たれた結果、周辺にゴミが溜まっているということだろう。したがって、出土品自体の一括性が高く、上位の指定の可能性を十分考えることができる。しかし、まずは全貌を調査することが必要である。一方、現地保存は別格の問題であるため、重要な遺跡が発見された段階で改めて考えていきたい。

委員長

現地保存には経費の問題も伴うため、事前にアピールしておいてほしい。

他に報告事項等はないか。

事務局

具足塚古墳に関する現状を報告する。具足塚古墳の本体にあたる墳丘の残存部分と石室部分の土地買収に関して、金額の折り合いがついたため、現在は買収のための事務手続きを進めているところである。土地の売買であることから、事務手続きには時間を要するが、年度末までには契約を終え、遺跡の保存に移る。したがって、具足塚古墳の本体部分が西宮市の所有地になると同時に、市指定史跡に指定するための手続きを開始し、審議会に諮る予定である。

委員長

他に議題がないため、これで審議会を終了する。